

中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会及び
土壌汚染技術等専門委員会の廃止について（案）

1. 中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会を廃止することとし、平成13年10月23日付け土壌農薬部会決定「中央環境審議会土壌農薬部会の小委員会の設置について」（以下「部会決定」という。）を下記のとおり改訂する。

- (1) 部会決定第1項中、「土壌制度小委員会及び」を削除する。
 - (2) 部会決定第2項を削除する。
 - (3) 部会決定第3項を第2項とし、同第4項を第3項とする。
 - (4) 部会決定第5項を第4項とし、同項中、「土壌制度小委員会及び」を削除する。
2. 平成13年3月28日付け土壌農薬部会決定「中央環境審議会土壌農薬部会の専門委員会の設置について」を廃止する。

中央環境審議会土壌農薬部会の小委員会の設置について（改正案）

平成13年10月23日

平成17年 3月31日改正

平成19年 3月30日改正

(案)

土 壤 農 薬 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壌農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壌農薬部会に、農薬小委員会を置く。
2. 農薬小委員会は、農薬取締法（以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、法第2条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに法第12条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。
なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。
3. 農薬小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壌農薬部会の決議とすることができる。
4. 部会長は、農薬小委員会に出席し、意見を述べることができる。

中央環境審議会土壤農薬部会の専門委員会の設置について

平成13年3月28日
平成14年7月 2日改正
平成17年3月31日改正
土壤農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）
第9条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く専門委員会
について、次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、土壤汚染技術基準等専門委員会を置く。
2. 土壤汚染技術基準等専門委員会は、土壤汚染対策法に係る技術的事項等について調査する。
3. 専門委員会に属するべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。
4. 専門委員長は、専門委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を同専門委員会に属する委員、臨時委員又は専門委員に通知するものとする。
5. 部会長は、土壤汚染技術基準等専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

